

金融庁告示第 号

長期信用銀行法第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則第四条の三第一項第一号及び第五条の六第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行又はその子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のたに営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十六号）及び長期信用銀行法第十六条の四第六項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月 大蔵省 告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年 月 日

金融庁長官 森 昭治

（定義）

第一条 この告示において「長期信用銀行」、「子会社」又は「長期信用銀行持株会社」とは、それぞれ長

期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第二条、第十一条第一項又は第十条の二の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいう。

2 第二条から第五条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「保険会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」又は「保険業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、保険会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は保険業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第六条から第九条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「保険会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ、法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、保険会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

（長期信用銀行等の従属業務を営む子会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第十三条の二第一項第八号及び長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号。以下

「規則」という。() 第四条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む長期信用銀行の子会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。) について、当該長期信用銀行(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員及び当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である他の銀行又は長期信用銀行(以下この条及び第六条において「銀行等」という。) の役員を含む。) 及びその子会社並びに当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である他の銀行等又は銀行業を営む外国の会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行、その子会社である銀行等若しくは銀行業を営む外国の会社又は当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である他の銀行等のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む子会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む長期信用銀行の子会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、前条第二号中「当該長期信用銀行、その子会社である銀行等若しくは銀行業を営む外国の会社又は当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社である他の銀行等」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む子会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む長期信用銀行の子会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行、その子会社である銀行等若しくは銀行業を営む外国の会社又は当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株

会社の子会社である他の銀行等」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行の従属業務を営む子会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）

第五条 法第十三条の二第六項の場合において、従属業務を営む長期信用銀行の子会社が、主として当該長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む長期信用銀行の子会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役職員を含む。）からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（長期信用銀行等の従属業務を営む子会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第六条 法第十六条の四第一項第七号の場合において、従属業務を営む長期信用銀行持株会社の子会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社（銀行業を営む子会社を除く。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条から第九条までにおいて「それぞれの業務」という。）について、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である銀行等又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む子会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第七条 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む長期信用銀行持株会社の子会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、前条第二号中「当該長期信用銀行持株会社の子会社である銀行等又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行

持株会社の子会社である証券専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む子会社長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第八条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む長期信用銀行持株会社の子会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行持株会社のその子会社である銀行等又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）

第九条 法第十六条の四第三項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第一項第一号から第二十一号までに掲げる長期信用銀行持株会社の子会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき

、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役職員を含む。）からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

件名

長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行又はその子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件